

職場内での掲示・回覧をお願いいたします。



退職される従業員様の

保険証回収のお願い



事業主様への お願い

退職された方・被扶養者でなくなった方の保険証
回収にご協力をお願いいたします。

保険証の返却方法

「資格喪失届」「被扶養者異動届」に回収した保険証を添付して、日本年金機構名古屋広域事務センター
あるいは管轄の年金事務所へ提出

※「資格喪失届」「被扶養者異動届」に添付できなかった場合や電子申請をご利用の場合は、回収の都度ご返却をお願いします。

※紛失等で回収できない場合は、日本年金機構に「被保険者証回収不能届」をご提出ください。



協会けんぽ静岡支部では、保険証に関するご案内チラシ
を5カ国分をご用意しております。ホームページよりダウン
ロード可能ですので、ぜひご活用ください！

チラシのダウンロードは
こちらから



経済産業省

申請受付
開始

健康経営優良法人2024

地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の
取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小
企業等の法人を顕彰する制度が**健康経営優良法人認定制度**です。

健康経営優良法人2023では、静岡支部加入事業所のうち
391社が健康経営優良法人として認定されました！

申請期間

(中小規模法人部門) 令和5年8月21日(月)～令和5年10月20日(金)17時まで

(大規模法人部門) 令和5年8月21日(月)～令和5年10月13日(金)17時まで

申請から認定までの流れ(予定)

中小規模法人部門の場合

1 加入している保険者(協
会けんぽ等)が実施して
いる健康宣言事業に参加

必須
要件!

2 「健康経営優良法人認定
申請書」に自社の取組み
状況を記載して申請

3 認定
審査

4 認定
事業所
の発表

↳ 健康宣言について、詳しくは裏面をチェック!

申請料

中小規模法人部門：16,500円(税込) / 大規模法人部門：88,000円(税込)

実施要項・申請方法等は事務局ポータルサイトをご覧ください。



健康経営®への第一歩として

健康宣言 はじめてみませんか？

このようなお悩みはありませんか？



従業員の
定着率が良くない…



急病者が増え、
業務が回らなくなった…



活気のない
労働環境になっている…

「健康経営」に取り組むことで解決できるかもしれません！

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です

健康経営とは、「経営者が、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること」です。
協会けんぽ静岡支部は、企業による従業員・ご家族の皆さまの健康づくりを応援するため「ふじのくに健康宣言事業所」を募集しています。



健康経営に取り組むなら「健康宣言」からはじめましょう！

健康宣言とは？

企業（経営者）が保険者（協会けんぽや健康保険組合等）のサポートを受けて、従業員やそのご家族の健康づくりに取り組むことを社内外に宣言すること

例

残業が増えていて
従業員の健康が
心配だな…

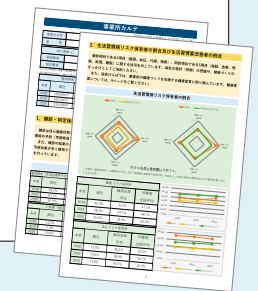
「毎週水曜日を
NO残業デーにする」
と宣言 など

健康宣言の流れ

- 1 「健康宣言届出用紙」をFAXか郵送で提出
- 2 「健康宣言ボード」を交付
併せて静岡県から「ふじのくに健康づくり推進事業所宣言」の認定証が発行されます
- 3 健康づくりに取り組みましょう！

「事業所カルテ」と「健康宣言内容確認シート」をお届け

健診結果をチャート化した「事業所カルテ」を参考に、届け出た健康宣言の内容を追加するかご検討ください。



健康づくりに
役立つ
サポート



「健康経営 取組事例集」

協会けんぽ静岡支部加入の事業所様の具体的な取組内容やその成果を掲載しています。



広報誌「健康宣言通信」

季節の健康情報を月に1回メールマガジンで配信しています。

従業員に回覧するだけで健康情報の提供ができます！

健康宣言のエントリー方法について詳しくはこちら



お問い合わせ先

企画総務グループ/TEL.054-275-6602

発行者:



全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

〒420-8512
静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア
054-275-6602(企画総務グループ)